

香港、証券先物条例の第9類ライセンスの申請

特別に説明されない限り、本見積書に述べられている香港会社とは、香港の「会社条例」に基づいて設立される有限責任株式会社をいいます。香港で規制事業を行う会社は、香港証券先物委員会(SFC)から、証券先物条例に基づく発行されるライセンスを取得しなければなりません。

香港の証券先物条例の別表5には、12種類の規制事業が定められており、各規制事業の定義が以下のように示されています。

- 第1類 有価証券売買
- 第2類 先物契約取引
- 第3類 外国為替レバレッジ取引
- 第4類 有価証券に関する助言
- 第5類 先物契約取引に関する助言
- 第6類 機関資金調達に関する助言
- 第7類 自動売買サービスの提供
- 第8類 有価証券の信用取引
- 第9類 資金管理の提供
- 第10類 信用格付けサービスの提供
- 第11類 店頭デリバティブ商品のディーリング又は店頭デリバティブ商品に関する助言
- 第12類 店頭デリバティブ取引の顧客清算サービスの提供

第9類の資金管理の提供とは、

1. 不動産の投資計画の管理
2. 証券又は先物契約の管理

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. 第9類ライセンスの申請要件

第9類ライセンスを申請しようとする法人は次の要件に該当しなければなりません。

- (1) 香港で設立された会社、又は香港会社登記所に登記されている海外会社のこと。
- (2) 適切な事業構造、内部リスク管理システム、適格者を有し、規制対象活動を適切に実施し、起こりうるリスクを管理できることを SFC に納得させる能力があること。
- (3) 役員に関する次の各項を満たしていること。
 - (i) 規制活動を直接監督する2名以上の責任役員を有すること。
 - (ii) 規制対象活動を常時監督できる責任役員が少なくとも1名いること。
 - (iii) 1名以上の責任役員が執行役員に任命されていること。
- (4) 法人の統括責任者(Managers-In-Charge)の情報を提供すること。
- (5) 法人の大株主、役員、その他の関連者は適格者となる資格を有すること。
- (6) 法人の払込資本、流動資産の最低限は以下の通りのこと。

第9類		
	払込資本(香港ドル)	流動資産(香港ドル)
(i) 第9種規制事業で顧客資産を保有してはならないというライセンス条件を適用する場合	不適用	100,000
(ii) その他の場合	5,000,000	3,000,000

備考: 流動資産とは、即時に現金化できる資産、又はすでに現金化されている資産をいう。

2. 申請手続き

ライセンスを申請しようとする者は個人又は法人を問わず、香港証券先物委員会(SFC)に申請書を提出する必要があります。申請の流れは以下の通りです。

- (1) 各申告書に記入します。
- (2) 全ての証明書類を提供します。
- (3) 申請料(認可法人の場合は4,740香港ドル、責任役員の場合は2,950香港ドル、認可代表者の場合は1,790香港ドル)を納付します。

3. 所要時間

申請提出後、SFCは通常8週間(申請者は認可代表者の場合)、10週間(申請者は責任役員の場合)、又は15週間(申請者は認可法人の場合)以内に申請を処理します。

4. 申請拒否

申請者が法定のライセンス要件を満たしていない場合、又は申請者がライセンスを受ける資格があることをSFCが納得できない場合、SFCは申請を拒否します。SFCは申請を拒否する前に、申請者に聴聞の機会を与えます。最終的に申請が拒否された場合、申請者は21非以内に、証券先物事務上訴審番所に、申請結果の見直しを申請することができます。

5. 申請承認後の書類

SFC は全ての要件を満たしている申請者にライセンスを発行します。認可法人はライセンスを取得した場合、同時に電子承諾書、承諾書の原本、登録証明書を取得します。個人の場合は登録証明書が発行されません。申請者は、SFC ウェブサイトの公開登録簿を参照し、ライセンスの登録状況及び関連事項が正しく反映されているかを確認することができます。

6. 認可法人の継続義務

- (1) ライセンスを取得した後1ヶ月以内に会計年度末をSFCに申告すること。
- (2) 申請の資料が変更された場合、SFCに申告すること。
- (3) 取締役が代表取締役になった日、又は代表取締役でなくなった日から7日以内にSFCに申告すること。
- (4) 会計年度末から4ヶ月以内に、監査済財務諸表などの所定の書類を提出すること。
- (5) 毎月SFCに財源申告書を提出すること(ライセンスに顧客資産の保有を認めない条件がつけられている場合、半年ごとに財源申告書を提出可能)。
- (6) ライセンスを取得した日の翌年同月同日から1ヶ月以内に年会費4,740香港ドルを支払うこと。
- (7) ライセンスを取得した日翌年同月同日から1ヶ月以内に年次申告書を提出すること。
- (8) 研修に継続して参加すること。

7. 必要書類

お客様は、電子メール・ファクス・郵送で以下の書類を啓源に提供する必要があります。

- (1) 取締役、株主、責任役員の専門資格証明書、履歴書、職歴書など、適格者の資格を証明する書類
- (2) 会社の組織構造図、及び会社の取締役、高級管理職などの統括責任者の情報
- (3) 大株主、役員などの適格者の資格証明書
- (4) 払込資本、流動資産の最低限を超えて維持することの証明書類
- (5) 会社設立証明書、商業登記証などの香港会社の基本書類
- (6) 会社の持分構成
- (7) 会社の事業計画書
- (8) 銀行口座の情報の詳細

8. 年間維持

香港会社は設立され、かつ、SFCからのライセンスを取得した後、会社のコンプライアンスに関する香港の法規制の各規定に従わなければなりません。例えば、会社は香港の「会社条例」に従い、年次申告書を毎年提出したり、財務諸表を作成したり、年次財務諸表の監査を監査人に委託したりする必要があります。また、香港会社は「税務条例」に従って利得税申告書を毎年提出しなければなりません。

弊所の提供可能な年間維持サービスは下の表にまとめていますが、これらに限りません。年間維持の詳細について、お手数ですが弊所のコンサルタントにお問い合わせください。

会社・ライセンスの年間維持項目

項目	サービス
	基本的な維持
1	年次申告書の作成・提出
2	商業登記
3	会社秘書役(1年間)
4	指定代表者(1年間)
5	年次株主総会の書類作成
6	第9類ライセンスの年間維持
	会計・税務
7	会計記帳
8	財務諸表監査
9	法人利得税計算・申告
10	雇用主支払報酬申告書(Form 56A)の提出
11	雇用主支払報酬申告書(Form 56B、1人あたり)の提出

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com